

八王子市 暑さ対策推進事業補助制度

画像提供:株式会社LIXIL

対象
期間

2025年6月1日～10月31日に
購入し、工事したもの

申請
期間

2025年6月1日～11月30日
申請受付(予算上限に達した場合、
期間中でも受付を終了します。)

外付け日よけ + 日射調整フィルム

対象製品の購入・設置で

それぞれ最大 25,000円 補助します！

両方設置で最大50,000円！

※補助金額は、補助対象経費の4分の1(各上限2万5千円) 千円未満は切り捨て

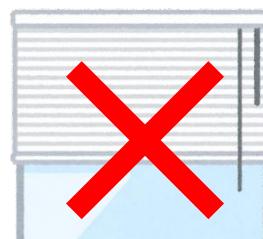
対象製品

建物に固定された外付け日よけ(シェード)など
ロープ等で簡易に固定されたものは対象外です。



対象外製品

すだれ、よしず、室内ブラインド、タープなど



外付け日よけ

日射調整フィルム

日本ウインドウ・フィルム工業会JIS A5759のうち、
・「日射調整・ガラス飛散防止フィルム」
・「低放射・飛散防止フィルム」
・「日射調整フィルム」に該当するもの

または

JIS A5759を満たすことが第三者機関による性能
証明書等で確認できる製品

左記以外の日射調整フィルム

問い合わせ先(郵送またはオンラインで申請できます。窓口では受付しておりません。)

〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号
八王子市 環境部 環境政策課(地球温暖化対策担当)
電話:042-620-7384 FAX:042-626-4416



オンライン申請はこちらから
郵送申請の場合に必要な申請書も
ダウンロードできます

<チェックリストを利用すると、申請ミスの予防になって便利です。>

- 八王子市民ですか(住民票が市内にありますか)?
または八王子市内に事業所を有する中小企業者等ですか?
- 新品の外付け日よけまたは日射調整フィルムを市内で購入し、自分が住んでいる家に設置しましたか? または自らが営む事業所に設置しましたか?
- 外付け日よけは、家または事業所に固定されていますか?
(ロープ・紐等で簡易に固定するものや、すだれのような固定されないものは対象外です。)

日射調整フィルムは、日本ウインドウ・フィルム工業会JIS A 5759のうち、

・「日射調整・ガラス飛散防止フィルム」

・「低放射・飛散防止フィルム」

・「日射調整フィルム」

対象製品の型番一覧はこちらから確認できます→

□ に該当するものですか?

(日本ウインドウ・フィルム工業会ホームページ)



または、

JIS A5759を満たすことが第三者機関による性能証明書等で確認できる製品ですか?

(この場合、第三者機関によるJIS A 5759を満たすことがわかる日射調整フィルムの性能証明書の提出が必要となります。)

日射調整フィルムは、ご自身で貼ることも可能ですが、難易度
が高いため、専門業者に施工してもらうことをお勧めします。
市では特定の業者をご紹介することができませんので、市内の
工務店等にお問い合わせください。

<提出書類 申請期間:2025年6月1日~11月30日 郵送(消印有効)またはオンライン申請>

- 交付申請書兼請求書(第1号様式) <右の記入例をご確認ください。>
 - 個人の方ー本人確認証の写し
1点でよいもの 運転免許証(両面)、マイナンバーカード(表面)、パスポートなど
 - 2点必要なもの 健康保険証、年金手帳、介護保険証など
- 中小企業者等ー登記事項証明書(発行日から6か月以内)
※中小企業者等で個人事業主等のため登記をしていない場合は確定申告書の写し
領収書の写し
- ※購入金額、購入日(2025年6月1日~10月31日)、購入製品名、型番、販売店舗(八王子市内)が記載されていること
- 補助対象経費に係る内訳がわかるものの写し(見積書・契約書・領収書の内訳書)
- 設置した外付け日よけまたは日射調整フィルムのカタログ、またはカタログの写し
※製品の概要および日射熱を抑制すること(太陽の熱〇〇%カットなど)がわかるもの
- 【日射調整フィルムのみ】
第三者機関によるJIS A 5759を満たすことがわかる日射調整フィルムの性能証明書
(日本ウインドウ・フィルム工業会JIS A 5759のうち、「日射調整・ガラス飛散防止フィルム」、「低放射・飛散防止フィルム」又は「日射調整フィルム」に該当するものは提出不要)
- 【外付け日よけ】設置前と後の写真
□ 【日射調整フィルム】設置前、途中、後の写真
※設置状況が写真で判別できない場合、現地確認をさせていただく場合があります。
- 口座情報がわかるものの写し(通帳、キャッシュカードなど)

※ ホームページにQ&Aを掲載していますので、そちらも参考にしてください。

記入例

第1号様式(第7条関係)

2025 年 ○ 月 ○ 日

八王子市長 殿

申請日を記入

暑さ対策推進事業補助金交付申請書兼請求書

令和7年度(2025年度)暑さ対策推進事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、以下のとおり申請(請求)します。

住所 (事業所所在地)	〒 000-0000 八王子市 ○○町○○○		申請者の情報を記入 (領収書に記載されている 方が申請者)
フリガナ	●●● ●●●		※押印省略可
氏名 (会社名及び代表者名)	○○ ○○		(印)
電話番号	自宅 (事業所)	042-000-0000	携帯電話 090-0000-0000
メールアドレス	xxxx@xxx.jp		
補助対象製品 (○を付すこと)	○ 外付け日よけ	○ 日射調整フィルム (型番: ○○ ○○)	
補助対象経費	添付書類のとおり		
補助金申請額 (請求額)	十 万 千 百 十 円	書かない	対象となる製品に○を つける(フィルムは型番 も記入)

補助金振込指定口座

指定口座	金融機関名		金融機関コード	支店名	店舗コード
	○○銀行		0 0 0 0	○○支店	0 0 0
預金種目 (1または2)	口座番号(右詰め)	口座名義(カタカナで記入してください)			
1 普通 2 当座	0 0 0 0 0 0	● ● ●	● ● ●	申請者の口座情報を記入 (口座名義が申請者のもの)	書かない

以下に同意します。(○を付すこと)

同意事項を確認し、○をつける

申請にあたり、私は、補助金の認定に必要な範囲で、住民基本台帳の記録情報(市民登録状況(世帯状況))を調査し、利用すること及び暴力団による使用であるかを確認する必要がある場合は関係機関へ照会することについて同意します。また、機器の設置にあたり、設置する住宅・事業所の所有者の承諾を受けます(市から求められた場合 承諾書等を提出します)。

書かない

【市担当課使用欄】押印省略の場合、本人確認方法などを記録

確認方法	所属名・確認者	確認日	本人確認書類等の名称
No.	環境政策課	/ /	

外付け日よけ(シェード)や日射調整フィルムの効果

日差しの熱をカットできる！

エアコンの使用時間を少なくできる！

エアコンの消費電力が削減できる！

日射熱をカットするため、
室内温度が安定して推
移します。

補助対象者

- 市内に住民登録がある個人、または、市内に事業所を有する中小企業者等
- 外付け日よけまたは日射調整フィルムを市内の施工業者等において、新品で購入し、自らが居住する住宅または、自らが営む事業所に設置すること

補助対象となる製品

- 外付け日よけまたは日射調整フィルムを令和7年(2025年)6月1日から10月31日までに新品で購入及び設置すること
- 採光が確保でき、日射熱を抑制する効果がある外付け日よけを建築物等に固定し取り付けること
- 日本ウインドウ・フィルム工業会JIS A 5759のうち、「日射調整・ガラス飛散防止フィルム」、「低放射・飛散防止フィルム」、「日射調整フィルム」に該当するものまたはJIS A 5759を満たすことが第三者機関による性能証明書等で確認できる製品

<申請の流れ>

補助対象製品を市内の施工業者等で、購入・設置する(設置前に写真を撮ってください)。

設置途中の写真を撮る
(日射調整フィルムのみ)

設置後、必要書類を揃え、環境政策課に郵送する。またはオンライン申請する。

市で審査を行い、問題がなければ交付決定通知書が送られてくる。

指定口座に補助金が振り込まれる。

※申請は、製品の種別ごとに、同一年度内で一回に限ります。

熱中症予防には、正しくエアコンを使うことが大切です！

熱中症により救急搬送される方は、高齢者が約半数(55.4%)と一番多いですが、成人の方でも全体の1/3(37.5%)となっており、全年齢で注意が必要です。また、屋内での死亡者のうち、エアコンがあるにも関わらず、使用していない方が多くいました。

エアコンは必要な時に正しく使うことが重要です。省エネ性能の高いエアコンを使うと、熱中症予防対策につながるほか、地球にも家計にもやさしいです。

声かけすることも熱中症予防の一つだよ！特に注意が必要な高齢者に積極的に声かけをしよう！



※出典:令和6年(6月から9月)の熱中症による救急搬送状況(消防庁報道資料)、東京都監察医療院

国や市からの通知も活用しましょう！

環境省公式LINE

熱中症警戒アラート等の通知が受け取れます。
アカウント名:環境省
LINE ID:@kankyo_jpn



八王子市防災情報メール配信サービス

二次元コードまたはt-icho@sg-p.jpに空メール。「防災情報」カテゴリにチェックを入れ、登録してください。



←PC・スマホ用



ガラケー用→